

みんなでささえる 国保会計



～ 無料で受けられる「特定健診」を毎年受診しましょう～

本年度の集団健診は残り2回となりました。まだ受診していない場合は、10月の集団健診を受診していただくか、医療機関などでの個別健診(人間ドックを含む)の受診をお願いします。ただし、特定健診を取り扱う医療機関は限られていますので、詳しくは国保係までお問い合わせください。

■**対象者** 40歳から74歳までで黒潮町国保に加入している方
(妊産婦・長期入院などの場合を除く)

■**受診期間** 令和7年3月31日まで(令和7年4月1からは次年度になります)

■**受診場所(集団健診)**

日にち	場 所	受付時間
10月9日(水)	土佐西南大規模公園体育館	午前8時30分～午前9時30分、午後1時～午後1時30分
10月26日(土)	三浦小学校体育館	午前8時30分～午前10時

※個別健診は「特定健診を取り扱う医療機関」または「人間ドック実施機関」で受診できます。

■**受診に必要なもの** ①保険証 ②特定健診受診券 ③問診票

※特定健診受診券と問診票は、お住まいの地域の集団健診の日程に合わせて2～3週間前をめどに発送しています。

※紛失の場合は再発行しますので国保係までご連絡ください。

■**個人負担金**

無料(人間ドックの差額分は自己負担)。ただし、年度中に2回以上受診した場合は、2回目以降は個人負担(実費)となりますので注意してください。

※20歳から39歳までの国保加入者を対象とした個人負担金無料の「若者健診」も実施しています。
上記の集団健診会場で受診できますので、若者健診受診券と問診票、保険証をお持ちください。

ご自身の健康状態を知るためにも年に1回の特定健診を必ず受診しましょう

～ 11月・12月の医療費(領収書)について～

所得税の確定申告について、医療費控除の適用を受ける場合に、必要な提出書類の簡略化が図られています。これにより、「医療費通知」を確定申告書に添付すると、「医療費控除の明細書」の記載が不要となります(医療費控除できるのは、前年1月から12月までに実際に支払った医療費に限られます)。

確定申告開始前に届く「医療費通知」には10月の医療費までしか記載されていないので、11月・12月の医療費については、領収書をもとに「医療費控除の明細書」を別途記入して、医療費控除を受けることになります。

医療費控除の適用を受けるために、11月・12月の医療費の領収書は大切に保管しておきましょう。

また、マイナンバーカードに保険証を紐づけしている方は、マイナポータルで情報連携することで医療費控除の手続きが可能です。

○お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112